

岡山県岡山市において施行を予定している「岡山市野田屋町一丁目2番3番地区第一種市街地再開発事業」に参画する特定業務代行者を次のとおり募集しますのでお知らせいたします。
本募集に係る事務局は、当機構が務めています。

岡山市野田屋町一丁目2番3番地区第一種市街地再開発事業
特定業務代行者公募のお知らせ

令和3年11月17日

野田屋町一丁目2・3番地区市街地再開発準備組合

岡山市野田屋町一丁目2番3番地区第一種市街地再開発事業に係る特定業務代行者を、次のとおり公募しますのでお知らせします。

■主な業務範囲

施設建築物等の実施設計業務、除却対象建築物の解体・除却工事施工業務、施設建築物等の工事施工業務、事業推進のための支援・協力業務、未処分保留床の処分責任等

■主な応募資格基準

- ①建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の建築一式の総合評定値（令和3年10月末現在で通知されている最新のもの）が1,700点以上であること。
- ②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③宅地建物取引業法に基づく免許を受けていること。
- ④過去10年間に債務免除を受けておらず経営状態が良好であること。
- ⑤平成23年以降、組合施行市街地再開発事業において特定業務代行者としての参画実績があること。
- ⑥平成23年以降、店舗、ホテル、共同住宅のいずれかを含む複合用途の建築物で、延べ面積40,000㎡以上の工事施工実績があること。
- ⑦令和3年10月末現在、一般社団法人再開発コーディネーター協会法人正会員、又は公益社団法人全国市街地再開発協会賛助会員であり、再開発プランナー登録者5人以上を有すること。

■募集要項の配布

日 時：令和3年11月17日（水）～令和3年11月26日（金）まで
10:00～12:00・13:00～16:00の間

場 所：一般財団法人 都市みらい推進機構

入手方法：募集要項をご希望の方は、令和3年11月26日（金）12:00までに下記選定審査委員会事務局のEメールアドレス宛連絡し、予め募集要項受領日時の指示を受けてください。

※主な応募資格基準のうち、①の条件を満たす企業の方にのみ募集要項を配布いたします。

不明の点等は選定審査委員会事務局までお問い合わせください。

【選定審査委員会事務局 問合せ先】

(一財)都市みらい推進機構 / TEL. 03-5261-5625 担当：小沢、橋本

E-メール：o-nodaya1-23@toshimirai.jp

東京都文京区関口1-23-6 プラザ江戸川橋ビル201号